

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱の制定について

〔 2 生 産 第 2 1 3 0 号
令和 3 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

この度、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業の実施に係る農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、貴局管内の県知事に対しては貴職から通知するとともに、本事業の実施につき適切な御指導を願いたい。

以上、命により通知する。

(別 紙)

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱

(通則)

第1 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実施要綱（令和3年4月1日付け2生産第2128号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2 交付金は、福島県以外の岩手県、宮城県及び栃木県においても、放射性セシウムの農産物や牧草等への移行が懸念される農地が存在する地域や、放射性物質に汚染された牧草等の処理が遅れている地域があるため、これらの地域において、放射性物質の影響を緩和し、農業生産の復旧・復興を図ることを目的とする。

(交付の対象及び交付率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表1に定める事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、交付金の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 交付対象経費の区分及びこれに対する交付率は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号のとおりとし、県知事は、交付申請書を地方農政局長（当該県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

2 県知事は、前項の申請書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額（交付金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同

じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、地方農政局長が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 地方農政局長は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、県知事に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 県知事は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第6第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を地方農政局長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8 県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を地方農政局長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第9に規定する軽微な変更を除く。

(2) 交付事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 地方農政局長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第9 交付規則第3条第1号イ及びロに規定する大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第10 県知事は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第3号による遅延届出書を地方農政局長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 県知事は、交付金の交付決定があった年度の 12 月 31 日現在において、別記様式第 4 号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の 1 月 31 日までに地方農政局長に提出しなければならない。ただし、別記様式第 5 号により概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項による報告のほか、地方農政局長は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、県知事に対して当該事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

第 12 県知事は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別紙様式第 5 号による概算払請求書を地方農政局長及び官署支出官（総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 58 条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 県知事は、概算払により間接交付事業に係る交付金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた交付金の額を遅滞なく事業実施主体に交付しなければならない。

(実績報告)

第 13 交付規則第 6 条第 1 項に規定する実績報告書は、別記様式第 6 号のとおりとし、県知事は、事業が完了したとき（第 11 第 1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から 1 箇月を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日（地方公共団体に対し交付金の全額が前金払又は概算払により交付された場合は、翌年度の 6 月 10 日）までに、実績報告書を地方農政局長に提出しなければならない。

2 第 4 第 2 項ただし書の規定により交付の申請をした県知事は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 第 2 項ただし書により交付の申請をした県知事は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第 7 号の消費税仕入れ控除税額報告書により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、当該交付金の額の確定のあった日の翌年 6 月

30 日までに、同様式により地方農政局長に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第 14 地方農政局長は、第 13 第 1 項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、県知事に通知するものとする。

2 地方農政局長は、県に交付すべき交付金の額を確定した場合において、すでにその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命じるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（地方公共団体において交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第 15 地方農政局長は、第 8 第 1 項第 3 号の規定による事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 6 の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 県知事が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 県知事が、交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 県知事が、事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

(4) 事業実施主体が、間接交付事業の実施に関し法令に違反した場合

(5) 事業実施主体が、間接交付金を本事業以外の用途に使用した場合

(6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、交付事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 地方農政局長は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 地方農政局長は、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による交付金の返還及び前項の加算金の納付については、第 14 第 3 項の規定（括弧書を除く。）を準用する。

(賠償金の取扱い)

第 16 県知事は、実績報告書を提出した後に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別記様式第 8 号により速やかに賠償金支払報告書を地方農政局長に提出するとともに、地方農政局長から当該交付金の返還を求められた場合は、これを返還しなければならない。

(財産の管理等)

第 17 県知事は、交付対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第 18 取得財産等のうち適正化法施行令第 13 条第 4 号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1 件当たりの取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第 5 条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 県知事は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ地方農政局長の承認を受けなければならない。

4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(交付金の経理)

第 19 県知事は、事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して事業の収入及び支出を記載し、交付金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 県知事は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければならない。

3 県知事は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前 2 項に規定する帳簿等に加え、別記様式第 9 号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前 3 項及び第 20 に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁

的記録によることができる。

(交付金調書)

第 20 県知事は、当該交付事業等に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第 10 号による交付金調書を作成しておかなければならない。

(交付金交付の際付すべき条件)

第 21 県知事は、事業実施主体に交付金を交付するときは、本要綱第 8 から第 20 の規定に準ずる条件及び次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
- (2) 事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに 1 件当たりの取得価格 50 万円以上のものについて、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）においては、県知事の承認を受けないで、交付金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

- (3) 前号による県知事の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を県知事に納付させることがあること。

2 県知事は、地方公共団体以外の事業実施主体に交付金を交付するときは、事業実施主体に対し、前項に定めるもののほか、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

- (2) 事業実施主体は、前号により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

3 県知事は、事業実施主体が事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

4 県知事は、第 1 項第 2 号により承認をしようとする場合は、あらかじめ地方農政局長の承認を受けてから承認を与えなければならない。

5 県知事は、第 1 項第 3 号により事業実施主体から納付を受けた額の国費相当額を国に納付しなければならない。

- 6 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国費相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
- 7 県知事は、事業に関して、事業実施主体から交付金の返還又は返納を受けた場合は、当該交付金の国費相当額を国に返還しなければならない。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3、第9 関係）

区 分	経 費	交 付 率	重 要 な 変 更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 農業・食品産業強化対策推進交付金	事業費 実施要綱に基づいて 行う事業に要する経費	定額		1 事業の新設又は 廃 止 2 事業実施主体の 変 更

別記様式第 1 号（第 4 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第 4 の規定により、農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を申請する。

記

- I 事業の目的
- 注）様式は次のとおりとする。
- II 事業の内容及び計画（又は実績）

農業・食品産業強化対策推進交付金

様式

様式

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）
農業・食品産業強化対策推進交付金の対象となる事業の内容等

分野	事業概要	事業費	負担区分				備考
			交付金	県費	市町村費	その他	
産地競争力の強化		円	円	円	円	円	
合計							

(注) 1 「事業概要」「事業費」「負担区分」の欄は、県全体で概略を記入すること。
2 備考欄には、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
3 その他参考となる事項を備考欄に記入すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) + (C)+(D)	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分				備 考
			交付金 (A)	県費 (B)	市 町 村 費 (C)	その他 (D)	
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 農業・食品産業強化対策推進交付金	円	円	円	円	円	円	
合 計							

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 交 付 金 2 そ の 他	円	円	円	円	
合 計					

2 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減		備 考
			増	減	
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業 農業・食品産業強化対策推進交付金	円	円	円	円	注) 年 月 日
合 計					

注) 間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合は、実績報告の際に備考欄に間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。

VI 添付書類

県の本交付金の交付に関する規程又は要綱
実績報告の際は以下の資料を添付すること。ただし、1の添付を原則とし、2については、1との併用を可能とする。
なお、これらにより難しい場合には、2のみの添付も可能とする。
1 支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
2 事業実績内訳明細書（様式別紙）
(

別紙)

農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実績内訳明細書

事業種類（ 農業・食品産業強化対策推進交付金 ）

分 野	交 付 先 名	メニュー	交付率	事 業 費	負 担 区 分				備 考
					交 付 金	県	市 町 村	そ の 他	
				円	円	円	円	円	
計									
計									
計									
合 計									

- (注) 1 本明細書は、事業実施主体から提出された実績報告書の内容・添付資料を基に記入し、分野ごとに計を設けるすること。
- 2 メニューの欄は、実施要綱別表のメニューを記入すること。
- 3 備考の欄は、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には計及び合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
- 4 本明細書と同様の内容が確認できる資料があれば、それを本明細書に代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業
変更（中止又は廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

- （注）1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
- また、添付書類については、交付金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。
- 2 交付金の額が増額する場合は、件名の「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業変更承認申請書」を「農畜産物放射性物質影響緩和対策事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第8の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱により、交付金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業遅延届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

（注）1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由。

2 補助事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

（注1）括弧内は、該当するものを記載すること。
（注2）補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。

別記様式第 4 号（第 11 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第 11 の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事 業 完 了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第 5 号（第 12 関係）

令和〇〇年度 農畜産物放射性物質影響緩和対策事業概算払請求書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
官署支出官〇〇 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で交付金の交付決定の通知のあった事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第 12 の規定に基づき、概算払いの請求をしたいので、下記により農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく請求する。
また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	交付金 (A)	既受領額 (B)		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	今回請求額 (C)		残額 (A) - ((B) + (C))		事業完了予定年月日	備 考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の出来高	金額	〇月〇日までの出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第 1 号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
2 下線部は、第 11 第 1 項ただし書による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。

別記様式第 6 号（第 13 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、下記のとおり実施したので、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第 13 第 1 項の規定により、その実績を報告する。

なお、併せて精算額として農業・食品産業強化対策推進交付金〇〇〇円の交付を請求する。

記

- （注） 1 記の記載様式は、別記様式第 1 号に準ずるものとする。
- （1）軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
 - （2）間接補助事業者に対し間接補助金を交付している場合にあっては、別記様式第 1 号の記の V の 2 の備考欄に、間接補助金の交付を完了した年月日を記載すること。
- 2 添付書類については、交付金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- また、以下の資料を添付すること。ただし、（1）の添付を原則とし、（2）については、（1）との併用を可能とする。なお、これらにより難しい場合には、（2）のみの添付も可能とする。
- （1）支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し
 - （2）事業実績内訳明細書
- 3 実績報告書提出時に、交付金により実施した事業と同一の対象について、東京電力株式会社から当該事業を実施した事業実施主体に賠償金が支払われた際には、別紙を添付すること。

別紙

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の受領額	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額（交付金の返還予定額）	

別記様式第7号（第13関係）

番 号
年 月 日

令和〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第13第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額
(令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 交付金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。(事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、交付金相当額を交付金の額から減額する場合は、(3)の資料を除き添付不要。)

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- (1) 消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- (2) 付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- (3) 3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- (4) 間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用)の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・間接補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 8 号（第 16 関係）

令和〇〇年度農畜産物放射性物質影響緩和対策事業賠償金支払報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

県知事 氏 名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった農畜産物放射性物質影響緩和対策事業について、農畜産物放射性物質影響緩和対策事業交付要綱第 16 の規定に基づき、本事業に係る東京電力株式会社から支払われた賠償金について下記のとおり報告する。

記

東京電力株式会社からの賠償金支払状況

(単位：円)

項 目	金 額
A 交付金の交付決定額	
B 交付金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	
C 交付金により実施した事業と同一の対象について支払われた賠償金の総額 (交付金の返還予定額)	

別記様式第 9 号（第 19 関係）

財 産 管 理 台 帳

市町村（事業主体）名

地区名			地区		事業実施年度		令和 年度		農林水産省所管交付金名										
事業 区 分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	竣 工 年月日	総事業費	負担区分				耐用 年数	処 分 制 限 年月日	承 認 年月日	処 分 の 内 容			
									交付金	都 道 府 県 費	市 町 村 費	その他							
								円	円	円	円	円							
									円										
計																			
	計																		
	合 計																		

- （注） 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
4 この書式により難い場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第 10 号（第 20 関係）

令和〇〇年度
農林水産省所管

農 畜 産 物 放 射 性 物 質 影 響 緩 和 対 策 事 業 調 書													
国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
事業名	交付決定の額	交付率	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち交付金額	支出 済額	うち交付金額	翌年度 繰越額	うち交付金 額	
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
〇〇費													
〇〇費													
その他													

記載要領

- 「事業」欄には、交付事業等の名称のほか、当該交付事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、交付条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付事業等に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ交付金額を内書（ ）すること。